

合気道徒手乱取競技規程の骨子案

(NPO) 日本合気道協会教育局

徒手乱取競技規程について

本規程は、安全であることを前提として、競技としての曖昧さを廃し、審判、実践者及び観戦者いずれにとっても、わかりやすく、面白い競技とすることを目指している。

競技理念

合気道競技は本協会初代会長富木謙治師範が、合気道を教育的に再編する研究のなかから生まれたものである。師範は、合気道を現代教育に役立ち、しかも価値ある民族文化として発展させるためには、従来有形による練習法だけでなく、相互が自由意志によって競う乱取り法を並行して行なうことの必要性を説かれた。乱取り法には、形だけの練習では十分に得られない技術的な意義だけでなく、勝負に伴う心の葛藤を克服する情操教育としての優れた意義がある。しかしこれを競技・試合として行うにあたっては、それらの意識を失うことなく、また勝利至上主義の弊害に陥ることのないように細心の注意を払わねばならない。本規程は、そのような精神を実現するために必要な最低限の規則を定めたものである。

第1条（競技時間）

競技時間は3分とする。

第2条（試合の技）

1. 試合は乱取り 17本の形の技とその応用技で勝負を決する。
2. 17本の形は当身技、関節技、浮技に分類される。
 - (1) 当身技とは相手の姿勢の「崩れ」に乗じて、柔らかい持続的な一点のはたらきで相手を「倒す」技をいう。
 - (2) 関節技とは、相手の前腕部をとらえて、これを捻り、または、返して相手のバランスを崩し、そして「倒す」か「抑え」る技をいう
 - (3) 浮技とは、相手の前腕部をとらえて、これを捻り、または、返して相手のバランスを崩し、そして「投げ」「倒す」技をいう。

第3条（勝負の判定）

1. 試合は一本勝負とする。得点となる徒手技の判定は「一本」「技有」「有効」の三種類とし、各技の判定基準は以下のとおりとする。なお、施技者と相手が同体で倒れた場合、或いは倒れたときに施技者が相手の下になっている場合は技の有効性を認めない。

一本

当身技・浮技：相当の勢いで、だいたい仰向け又はうつ伏せに倒したとき。

関節技：①だいたい仰向け、またはうつ伏せに倒したとき。

②相当の勢いで、「投げ」倒したとき

③反撃不可能かつ身動きできない状態に2秒以上制御したとき

※「技有」を2度とったとき。

技有

当身技・関節技・浮技：完全に「一本」と認めがたいが、今少しで「一本」となるような技のあったとき。

有効

当身技・浮技：「技有」と認めがたいが、今少しで「技有」となるような技のあったとき。

関節技：「技有」と認めがたいが、今少しで「技有」となるように「投げ」倒したとき。

2. 一本で勝負が決まらない場合は、以下の順番で優勢勝ちとする

①「技有」があったとき。

②「有効」の回数が多いとき。

③「指導」の回数が多いとき。

④試合態度、技の効果と巧拙、及び反則の有無等を総合的に比較して僅少の差を認めたと
き。

第4条（反則事項）

反則には、その程度に応じて、「反則負け」「注意」「指導」の三段階を置く。

指導

軽微な禁止事項を犯した場合

注意

少し重い禁止事項を犯した場合。

「指導」二つ相当とする。

反則負け

極めて重い禁止事項を犯した場合

「指導」4回で「反則負け」となる

「一本」と同等

原則として「指導」とする場合

- (1) 手捌きや体捌きをせずに相手の当身技を顔面で受けること。
- (2) 相手の下段当てを手捌きや体捌きをせずに受け止めること
- (3) 背後から両手で触れられた場合。
- (4) 積極的戦意に欠け、攻撃しないこと。

- (5) 互いに相手の正面で膠着状態が続くこと。
- (6) 肩・肘・手首以外の関節を攻めること
- (7) 柔道技やレスリング技など、第2条で決められた以外の技を用いること
- (8) 相手の足をすくい上げること
- (9) 相手の足に自分の足を絡めること
- (10) 試合中に場内で戦う努力をせず、場外に出ること。
- (11) 極端な変則姿勢をとること。
- (12) 故意に相手の道衣をつかむこと
- (13) 偽装的な攻撃
- (14) その他これに準ずる行為

原則として「注意」とする場合

- (15) 関節の損傷の恐れがある状態で技を施すこと。
- (16) 審判員の制止又は指示に従わないこと。
- (17) 品位に欠ける態度をとること

原則として「反則負け」とする場合

- (18) 人命にかかわる技、特に競技者の頭部を強打させる可能性がある技をかけた場合
- (19) 反則によって相手側に競技続行不可能な傷害を負わせた場合
- (20) 当身技において衝撃的な打突を行うこと。
- (21) 足を止めた状態で急所又は関節に直接急激な負荷を加えること。
- (22) 自ら体を投げ出して関節技を施すこと。
- (23) その他これに準ずる行為

2016年6月1日

改訂 2016年7月31日

改訂 2016年9月1日

改訂 2016年9月22日